

広島市生活援助員研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱第46条第2項に規定する生活援助員として必要な知識を習得するための研修（以下「生活援助員研修」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の指定及び事業者が実施すべき研修の内容等について、必要な事項を定める。

(研修の目的)

第2条 生活援助員研修は、生活援助特化型訪問サービスに携わる者に、業務を遂行する上で必要な最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを習得させ、基本的な生活援助業務を行うことができるようにすることを目的とする。

(事業者の指定申請)

第3条 事業者の指定を受けようとする者は、広島市生活援助員研修事業実施要領（以下「要領」という。）第2の1に定める提出期限までに、要領第2の2の(1)に定める「生活援助員研修事業者指定申請書」（様式第1号）に、関係書類を添えて、広島市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(事業者の指定)

第4条 市長は、事業者の指定申請を行った者が次に掲げるすべての要件を満たすときは、事業者として指定する。

- (1) 法人であること。
- (2) 広島県知事から介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者（広島県知事が介護員養成研修の事業者として指定を受けたものとみなす者を含む。以下「介護員養成研修事業者」という。）として指定を受けていること。
- (3) 広島市内に主たる事業所を有していること。ただし、広島市内に従たる事業所を有し、当該事業所が主たる事業所から独立して市内での研修事業を実施できると認められる場合は、この限りではない。
- (4) 生活援助員研修を適正かつ円滑に実施するために必要な人員、施設等の事務的能力及び安定的な運営に必要な財政基盤を有すること。
- (5) 要領別表2に定める内容等に沿って、年1回以上の研修を実施できる体制を整えていること。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

- (1) 第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 広島県知事により介護員養成研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

3 市長は、申請の内容が適当でないと認めるときは、相当の期間を定めて申請の補正を求め、

又は理由を付して申請を却下することができる。

(研修実施計画の提出)

第5条 事業者は、年間の研修実施計画を作成し、実施年度の前年度末日までに、要領第2の2の(4)に定める「生活援助員研修実施計画書」(別紙様式7)を市長に提出しなければならない。

ただし、新たに指定を受ける場合には、指定申請時に提出しなければならない。

(研修の科目及び時間数)

第6条 生活援助員研修において事業者が実施しなければならない科目及び時間数は、要領別表1に定めるとおりとする。

(修了認定)

第7条 事業者は、要領第6に定める評価基準及び評価方法に従って、受講者の知識及び技術の習得度を厳正に評価し、研修を修了する者の質の確保を図らなければならない。

2 事業者は、要領第5に定めるところにより、やむを得ない理由による欠席者及び修了評価の認定基準に達しなかった者に対する補習を誠実に実施し、認定基準に達するまで再評価を行うよう努めなければならない。

(修了証明書等の交付等)

第8条 事業者は、生活援助員研修を修了したと認定した者(以下「研修修了者」という。)に対して、要領第2の2の(6)に定める修了証明書及び携帯用修了証明書(以下「修了証明書等」という。)を遅滞なく交付しなければならない。

2 事業者は、研修修了者から、盗難、紛失、滅失、毀損及び記載内容の変更による修了証明書等の再交付を求められた場合は、速やかに再交付しなければならない。なお、事業者は、記載内容の変更により修了証明書等を書き換えた場合は、要領第2の2の(5)に定める生活援助員研修修了者名簿を、紙及び電磁的記録媒体によって、速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、研修修了者について、事業者、修了証明書番号、修了年月日、修了者の氏名、生年月日、住所を記載した修了者名簿を作成し、管理する。

4 市長は、研修を行った事業者が法人の解散等によって第2項の再交付を行えなくなったと認める時は、当該事業者が実施した研修の研修修了者からの申請により、修了証明書を交付する。

(事業者の変更の届出)

第9条 事業者は、事業者の指定に関する申請内容を変更しようとする場合は、要領第2の2の(2)に定める日までに、「生活援助員研修事業者変更届出書」(様式第2号)に、関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(事業の廃止の届出)

第10条 事業者は、事業を廃止しようとする場合は、事業の廃止の日から10日以内に、要領第2の2の(3)に定める「生活援助員研修事業廃止届出書」(様式第3号、以下「事業廃止届出書」という。)に、関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、2年を超えて研修を実施していないにもかかわらず、「事業廃止届出書」を提出していない事業者は、事業の廃止をしたものとみなす。ただし、事業者が事業を継続する意思があり、かつ、研修を実施できなかったことにやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

3 事業の廃止をした事業者は、市長が第8条第4項に該当すると認める場合を除き、引き続き、第8条第2項の業務を継続して実施しなければならない。

(事業報告)

第11条 事業者は、研修実施期間の終了する日の属する年度の終了後2か月以内に、要領第2の2(5)に定める「生活援助員研修事業報告書」(様式第4号)に、関係書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(調査の実施)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の徴取、出頭の命令、関係者への質問又は事業所への立入により、研修に関する書類、設備、教材等を調査することができる。

(指導)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置の実施を指導することができる。

- (1) 事業者が、正当な理由がなく、この要綱の定める義務に従わなかったとき。
- (2) 事業者が、第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 事業者が、正当な理由がなく、第8条第1項及び第2項の規定による修了証明書等を当該研修修了者に交付しなかったとき。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合若しくは事業者が前条の指導に従わない場合は、事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止すること(以下「指定取消等」という。)ができる。

- (1) 事業者又はその代表者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第3条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定に基づき事業者が市に提出する書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 事業者が、虚偽若しくは偽造の修了証明書を研修受講者若しくはその他の者に交付し、又は虚偽若しくは偽造の補講受講証明書を研修受講者若しくはその他の者に交付したとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、事業者が、研修事業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(聴聞の機会)

第15条 市長は、前条に定める指定取消等を行う場合は、当該事業者に対し、聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、事業の実施に当たって知り得た研修受講者に係る個人情報を厳重に管理し、他に漏らしてはならない。

2 事業者は、研修受講者が研修の受講に当たって知り得た個人情報の保護について、研修受講者を指導しなければならない。

(関係書類の保存)

第17条 事業者は、事業の実施にかかる関係書類を整え、事業の終了する年度の最後の日から

5年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、修了者の名簿は永久に保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については要領に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。